



門 3652
巻 1

不許賣買
二百部限

異人恐怖傳譯例

一 是書ハ西域の人(エンゲルベルトケンブル)が往年我國小渡アッて見聞を一所を集めて著しし日本志の中中に金持金持もいふ所ありを今將に摘出して拙き筆をわけて翻譯し

しるものなり日本志ハ彼方の語もく(ベシケレイロングハンヤッパン)といへる書あり

一 書中所々(檢夫尔)が自注あり彼方ゆくハ短文ある注ハ書の間間(*Intercession*)かゝの如く前後ハ半月の形をなして其中間小記せり此方ゆくニ行ハ書きたるが如し今ハ予が注と混雜せんことハ恐ろしが故に其首ごとく(檢夫尔)自注曰の六字を



○恐怖傳上

○例一

加ふる力のなかり
 一 書中五言對句のぶらり力のりて是ハ詩文の類あれども
 彼方小五言七言あとの事ゆるはあは只其言の數た
 まるま相似るるを以て助語の類少く一二を添減して照應
 をなさしむるけなかり惣て彼方よても詩小を韻脚あれ
 ども今是書よ出さるハ詞の類なるゆゑ韻脚ハ見えぬ
 一 彼方の文字ハ音のまらり義あり我等が國字のぶらり
 故に我國の人地名など皆其音をめて記さる今是書中地
 名人名の類を記さるる或ハ本字をめてし或ハ國字を以
 する故は蘭字の音ゆゑ(キヨモリ)(ヨシツ子)(サツマ)(ヒゼン)を

どあはら分明は是清盛義経薩摩肥前を直に本字を
 以て記さる讀み便なるむが為あり又日本二字の義を訓
 してニッポンを日の基本といふんが如くと記さるがごとくハ
 り日本ハ日ハ基本といふんが如くと記さるハ日本ハ
 二字重複するが故に國字を以てニッポンと記せるもの也
 但し日の基本ハ原文よは(ゴロントスラノパンデラ)とあり又
 酒を(サケ)とりあつと記さるも其酒を酒といふとは翻し難し
 酒ハ原文よハ(ヒール)とりあつとて其(ヒール)を酒と云
 と翻すまバ(ヒール)の語は對譯あり故に國字を用ひ
 て(サケ)とりあつと記さる又地名よ(ボンゴ)とありて豊後とを

備後とも分明ありぬ類あり是等も原文のまゝに國字は
く記さず又右といへる〔サケ〕と実ハ〔サッキ〕と記さず是又原
文の訛よ仍まじり
常の文は平假名を用お蘭語蘭音ハ片假名を用お前後
と紛亂せざらんが為なり

是書元来ハ鎖國論といへる題號もかく又上下巻の別もあ
是等ハおのまが假小設けしものなり

是書を読んまはまづ世界の四洲五帯といふこと知べし
四洲ハ皇國支那唐を印度 韃靼伯爾奈亞等ハ亞細亞
洲の中なり魯奈亞 赤人 の本國都兒格の都城熱爾馬泥亞國

和蘭國波爾杜瓦爾國等ハ歐邏巴洲の中なり歐邏巴ハ亞
細亞の西北よりあり歐邏巴の南より亞夫利加洲なり此地は
莫羅格國葛納木太波亞國等より歐邏巴より西より當りて
亞墨利加洲あり此地多くは歐邏巴人の為小押領せしれ
るり亞墨利加を我國よりいんを却て東より地球渾圓
なり故あり又五帯ハ天は赤道の下を地の赤道とて天は
南北極の下を地は南北極とて赤道より二極小至りて各
九十度とて赤道を距るる中南北各二十三度半の間を何
れも寒帯といひ寒暖の中間あり故南北何れも正帯と云
一暖二寒二正ともは五帯あり我國ハ北緯 赤道より 大概薩

摩の海邊まのうみべんめて三十度津どいつづ輕かろしく四十度どたりりここ北きたの正帶せいとう中ちゆう
たる地ちたるウ

作靈之歲雁来月既生魄

異人恐怖傳卷上

極西 檢夫爾 著

今いまの日本にっぽん人じん全國ぜんこくを鎖くわし國民こくみんをして國こく中國ちゆうこく外がい小限せうげんらば
敢あへて異域いおきの人ひとと通商つうしやうせざしるしる事實じじつ小所益せうしよえきありよ
典あつまりや否いなやの論ろん

我等われらが住すむ地球ちゆうきゆうハかくむせ狭小せうせうたる世界せうかいありりのを今いま又また
それが中ちゆうに於おて更さら小別せうべつをなし分ぶんをあり事を好このままを彼國あいつくに不通ふつう
好このままと議者ぎしや多くハ無道ぶどうなりとせん同好どうこう通交つうかうの道みちハ人間あひかん比ひ
りり意い多た宜よろくあるべき所ところあるを今いま若わかこれを破やぶる事こと好このままを其罪そのつみの
大おほなること人殺ひところむにむむとせん凡造物者おほつくりものの生なまむる處ところの

物熟々同類聚會通交するを欲せざるされを此義は背
まきく議論を立んものハ実小造物者を蔑視するのなきを舉世
唯一ツの日輪を見唯一ツの地面を踏て又共小同一気呼吸
せり天地の我々を不設る慶の節度造物此我々與ある慶の法
則一ツと通交偕生の道小關係をばとりあひなり人生ま
て鵠燕小くはちざらんや言ハ人としてかの鵠燕の類也 豈彼天心 異域は往及するふあまざらんやと
の妙用自在を分付せしめて我體中ニ在て至尊する所の神魂
をめぐ形體成一和をざる慶ありとらせん言ハ神形全く格別 ありをこそ形體を離
得るの理もあめとあり言ハ神氣ひかり逸樂を今其形體をく恒小一國の中に囚困
せしめくをまこと神魂とをく何れ殊邦異域の奇觀娛樂と

與らしむる事を悪まど可あらんう彼衆星も無邊の天際ニ在
くこれが為は大小競あがごごあり言ハ諸星又能く周遊して其 行を争ふが如し何ぞ徒小一
所をくも守言ハ学者多くハ信むく諸星の體尊くして勝まごり
らんとあり言ハ無物無毛の境あるごご然らば是亦各々一世界ありて種々
の有情ある衆生はよく天恩を信仰するの道をも知る者有
て住所とまるなごご然らば地球世界は未生以前より是等の
衆生ハ既ニ宇宙小充滿をるものなりしヨブ古人の名なりて 又直小其書名也の第八
小んちやごごも又此理をいへるごご有るされバ何事の人も巷
學陋習の小器を脱出く敢て尊大雄偉高上の見を立んと
おつごご直ニ造物の慈悲智慧比無窮あることを信じて以て

決定して憚る所あるまじき星體の天上よりハ譬へバ諸大域
の地上に在るが如し然して天際浮游於大氣高遠みして中間に
滿るるバ其世界彼此互に通行するごと能はば既小如此の不
通は世界ある法以て觀るバ其諸世界に住らむ衆生も彼此各々
異種異性殊状殊品ありし中是皆守定し難くざるの道理
なり是論最信を取不堪るるのまじき特小直実の道理
す適ひざるを以て此を反覆して彼小達して觀るに今かの
獨尊至智の造物者の同性同根ある物をもて造り出さる衆生
みして若くハ彼球若くハ此球の世界に共みしく同く住らん
ものハ譬へむ一域の肉は同居せる民は如し亦くば宜く相

親睦して失ふことなかるべく乃至其道小戾其事を破らん
もの何れハ最上の罪科とてむと其理亦自ら明白あり諸又
別して我地球をいとも造物を設けく人民の住所とて智
慧と慈悲とをわく亦能くさうに造営し其人民をして
悉皆相通して一體となさるべうむ國土の異は隨ひくその
産する所種々の草木あり種々の禽獸あり種々の金石あり天
下最上觀樂は地として悉皆萬殊其前小備へく具足するごと
ハあれりの小ぞありたる
此有饒禾稼彼有美蒲葡萄印度出象牙沙巴產名香
巴倫互に扶助す所の功用は力の是ぞ通交同好の要

樞ありのなり々自然らバ今の日本人の目前小これ天經を
破廢一頭露小かの天心を輕侮一妄小天此期す所の同好此法
則人間一日もあつてはるべからざる物を残らる如たハ争で
理小適へると争で罪中らばとせん既小其國中を禁錮
外國諸方の人と通路をせらる惡くて乃至入来せんと欲する者
あれバ強て拒て遠ざけ土人を境内小籠て恰も獄囚の如くし
暴風諸災の爲は異國の浦に漂流し者をもさへは異邦を
見るとしては聞とたハ生涯これを囚圍小囚あつてと連逃の者ハ
捕へ歸まらざるごとく自ら好くて出國を去る者あまは若く
ハ國を不足ありとて出らんもあつてハ海外の所を觀んと欲

して出らんを一切ふことを磔刑小處一異國の人不幸小く
暴風破船の災ふよりてかの浦に漂着する者あれバ亦捕へて獄
小投する此類のごとくハ豈う此造物の制度上天此法則の天
下は樹立せらるの破越するに非ざる何ぞや

右ハ鎖國甚其理をきよ似るあつてをいへり諸星各一
世界なりとする事ハ元來厄日多國の人ハ始めて發明
せし所なり後世天学家多々ハ此流小歸依をそハ先
大陽と恒星とを一種として同く不動なりと地球と
五星と依伍として共ハ大陽の外を繞るとして五星の
類皆各々一世界なりとするものなり委曲の事ハ天學

書小見えて予が譯せしもあまきと今ハ畧しつまつ右の
中間見えたる四句の文々元文小羅旬語をめて記さる
前の二句ハ古の詩人(ヒルギリユス)が語小本はたりと見
えたり今(スラールト)名が羅旬書小よりく終小大意を翻
譯し得るが如くなれども原文作意巧拙等の事よりてハ
予が輩の得る窺ふ處はあはざり沙巴ハ福亞脈比亞國の
中より
右の段天下を一體同好とあさんと欲するの論ハ彼方殆諸
家普通の言より(檢夫尔)次の段をいそんが為先廣くこれ
を挙より次の段ハ乃ち(檢夫尔)が獨到の論あるべし自問

自答のおと

今我是淺論小述むと欲する所のかれ日本人の當今此國法
小ありく饒益ある所あるが故に必然をざるごとく能する所の
實理小かく既小後学此智士の異見あることを聞及びつこと
バ恐らくハ諸家各自の辨說誹謗おは数多あるべしめごとくハ
皆其人々の意小任を然りとていへどと願くハ暫く談説を以て
強く我を喻むとや以止る試し我放言せんことを許してよ
我固より理義の可ある處悦ぶべし處数多あるによりく心
を傾けて信むるハ今我地球の面小在て住する小然異語
異習異趣の諸俗を以てざる事造化の聖智妙用小於て違ふる

あること夥々たる一面の地ありて唯小一種の民を容べ
のこあはれりて種々許多の俗を受ふ不宜し然るときハ我等心其
域内小於く河あり海あり連山は周繞をりりて分地の思
をなせるを思ふ又各所各別ある奇特ありてかの造物者こ
を瓜分て各俗をくく各方小居住して自守自保をなす
むるわれりて強ゆる且天既ニ羅百爾言語紊亂恐るべしの時小
ありて彼後前いまも同軌一體なりし人民をくく密交同好
を破りて後來離散して各黨をくく各所を住處とする不至
らしむるものは豈其所好所期の然らしむるこやけりての確
乎々々明驗を示さるふあはれむや此事後注也其後小くして人民の

根性一化しよ々々故小彼等各方小於て漸く一體となりて
一箇の王國をなす或ハ同好合一の國をなす小及てハ自然ニ
同語ありりての相親して隣國の異語はあはれれを思ふ又ハ其
采を妬めり王國ハ王の國あり同好合一諸地各別あはれれも合後くみ故
小今かの人主の兼併を嗜むりて天然に封界を越え猶も其所
領を廣大よんとすれむ其地よわいりて此方の艱難を平げ彼
方の騷動を治る小違りてざるの間小くして内亂外寇後不起りて
却て本國ハ水旱の地面を失ふこと毎々あり又同好合一の國
の強士ありりてハ其長上ニ事ありて諸俗烏合の力を以する
小りりてゆゑに麾下の諸國政法格別よして平生互小猜忌の心

を懐けり是を以て過て強大あるものは没落し及ぶこと却て速うなり造化あり各地に恵む一切有用の具をめぐりて住民全く境域の内は満足して露むりも他人固有の地を犯す心を生むれば道理あるべくばかくれ如くなくば史冊も然痛きれば値遇まじら衰へて落去などの事おこ充満する事ハあらずまし然らば相殺害し相搶掠し全國を轉して荒原となり無人の境となりしを高名ある宮殿寺觀破て灰燼とせ堆塊とあせ此類其外許多の怖し大恐怖し兵亂さてハ慘刺不仁の事併吞侵奪の業おこりて人間一切聞知る事なくしてあざむくべき事さすバ又心安く其地を營む勤め

て凶荒の地を開き好く諸藝を盛め進て善道を修し悦て端正を事し情欲浅小し私事を貪らば善を賞し惡を罰するに廉直を以し子を育み小謹慎を以し家族を御する小精審を以し惣として自とあく他となく共小その福を得て諸族何事も國家に治綱を守護するに足ぬべし爰に最慶賀さすべしハ日本人の一流ゆてぞ有る其國檻の内不在太平の澤を受て異國の人と通商通交せざるをめぐ患とせれば如何とあまば其地勢有福あり長き事なると堪るがゆゑなりされバ又我輩の異國と通商通交する事を好めハ偏り人生切用の物を取来らんが為なりハ彼切用の物をして

好ありし先佳なりしめ便なりしむること致せしものを来
し具ありしがあゆみ兼てハ又花奢の風を止めんが為あれバ
譏るべきよハあはれ取来て具あり花奢を止めんが為
を理治せんが為なり我國の治法支那に習へり刑法ハ格く國体
安全堅固和樂ありしめむが為なり我國の佛法印度より來りて
諸根を以て利なりしめむが為なり器械ハ達用のよめ又ハ
美好の為なり種々の諸物ハ我衣となし我食となさんが為
あり醫藥ハ我壯健を保ち又ハ壯健ハ復せしめむが為なり
是等皆我輩の異人小求る處ありしめむが為なり然らバ今爰ハ一
箇の國の造化これに處する不寛良の徳を以て一切性命

を扶け保つる諸用を具へ施して亦も其人の勤勞より
て國勢強大ありし世界に著顯するよいしはが如たハ若し
其地勢の宜しき随ひて國體を隆厚の内ハ涯持せりハ是
甚かたし不非せし且又國人の勢力勇氣外國入寇の変ハ
ありし能其國のよきを防護するよ是れぬべくはたけり堪
てあるべし限ハ異國の産物器械を用ひて是れより兼て
かまらざるが不良輕忽矜奢の風及び詐偽戦争奸謀の害を免
んことを唯小議の當然しむけり小もあはれ又大ハ其國の利益
しむる事必定なり斯る國いづこよりあると尋る小今ハ至
りて世小ありし日本ありし故ハ今我左の小記

を以て其事を述べて日本と他國との差別を明白せんと欲し
〔罷百尔〕と〔巴毗鸞〕國小〔罷百尔〕臺とを名高き高臺あり今
ハ破壊し山のごとく見ゆとて太古〔ノアケ〕といふ
人の時天下大洪水ありて萬民悉く没溺して唯小〔ノアケ〕
が一黨のて其災を免きて〔巴毗鸞〕の邊小國をたて漸小
蕃茂しつらつら其後大洪水より百年をくりありて奇
觀の爲小や有る人高臺を築きつら小天其長傲を憎み
て民をく徒黨を別て各々自然小書論を殊小相合
く一体となると能く其上力役は倦て終は各々
其黨を引て四方小分散とて小人右大洪水ハ年麻芒を考

るりいと申す帝堯の時洪水横流を即是なり〔ノアケ〕
と曆算全書小上古大師諾厄とある是なるべし〔アルケ〕と
いひく大なる様のごとくたつるゆゑを作アとて是小乗て
洪水を免きたつといふなり右の〔ノアケ〕が子〔セム〕と〔亜細亞〕
の祖とあり〔ヤヘツト〕と〔歐邏巴〕の祖とあり〔カム〕と〔亞夫利加〕
の祖となり〔亞墨利加〕も亦〔カム〕が後ありといふなり惣て〔歐〕
邏巴の今テの満世界ハ皆〔諾厄〕が後なりと思へり〔巴毗〕
鸞國今ハ〔ジヨロシヤ〕國といへり〔伯尔奈亞〕國の傍小はア
ヤシ其邊小〔アララツト〕といふる大高山あり山上天氣常
は晴和なり〔諾厄〕が乗し〔アルゲ〕今猶つら安置まてといふり

惣く右の一段ハ鎖國甚その理あるをいへり通商
の事今猶我長崎小移りて唐和蘭陀の交易ありハ皇國
といへども絶て外國通商ありハ何れに比しあまら
ハ歐邏巴の眼より見まハ通商といふを足むた
唐和蘭陀はこゝハ篇末に詳あり

(ヤツレン)その人々(ニッポン)といなり日の基本と言ん如く即かの
歐邏巴小おいく其國の事を記き 諸家の最初と名譽の達
行者(勿溺奈亞)國の(マルキヌスホーリユス)が(ジツパンキリ)といへる鳥是
なり(マルキヌスホーリユス) 實ハ衆嶋の惣体を稱して日本といり許
の灣あり峽あり又遠く地中小入来まる海ありて彼此の地を

隔て別ありし其形や王國(大玻里太泥亞)と(喜百利尼亞)
とよ似て(天玻里太泥亞)ハ(暗厄里亞)國と思可存亞國との惣名あり以 東方隔
絶の境あり造化よ是小惠むと勝て暴猛危険の海を以
して殆行て到るべく攻て克べくさる地とてを得
きむ是故小南方諸國より渡来する海船周歲の中多くハこれ
暴浪逆風を犯すの時よく我徒の船行に用あつべたの日ハ僅小
少許の間なるのみ巖石多き海岸小接する小曲隈浅水充滿せる
海を以して大船を置小所なり唯一箇の佳港ありて稍著大なる
船をも容ふ宜しこれハ長崎港といふ然も其口極えて
窄小く様々迂迴せり鍛煉の舵師其海の浅水山礁沙

堆などよめく暗記しむ者ありてもまづ通行の危難なる所あり此より外更よれば港らるるを知らず假令これありむよハ其人好生の心を推して我多に告ることなぐるべしやハ凡我徒の大洋を渡るの災害危難別て臺灣琉球の邊小在て甚し兒類逐一挙るに違あは古時波尔杜瓦人寛永の比国禁 垂人曼小ありし所謂南 日本小通交せし頃渡海の術いまだ補虧をざりし時ハいひなぐる三艘の船を出して其中の一艘恙なく到着せしを以て猶も有幸此挙とせしと有りさしバ渡海と危難と常小相伴ひく離るるを知らぬなり

エウロツパ 歐邏巴洲勿搦奈亞國の(マルキユスポーリユス)といひし者

後宇多院建治元年生年十八少く本國を去り鞆而鞆國小行て(キユブライ)といひし王小事へ其王の支那を併せしの時小値く隨て支那小行く前後十七年其間稍重く用みられく其後印度を経て再び帰國せりといひり(キユブライ)をえの世祖の名忽必烈と史小見えたる是なる也此(マルキユスポーリユス)が活計より歐邏巴人初く皇國を知りといへり(ジツパンギリ)ハ其訛誤の言なり其地の衆庶あること言語も及ざる所あり然不大の域あり斯る莫大の人数を究ること殆理外なること想へる人もあり其諸大路に如きハ村落城郭連続して殆一列なるがごとく

バウリかの一郷を出まば即ち一郷小入る行く数里を証
ましても唯一條の街市小入るがごとくみして実ハ衆村の合成
きるふら知らば是唯上古別村なりを以て今ハ合一とれ
ども舊小仍る其名は異小なるのみ又其地城邑多し其尤大
あつハ廣大壯麗及び衆庶あつること天下諸城の最大あつれば
列小なり其一を(キヨ)又ハ(ミヤコ)といひ尊称なり都城とせ
首都といふが如し(ケイステインケ)エルフケイツル天皇をいひ其義ハ後ハ
注シ但十釘字廿二ハ譯
者の意の御座より縦三辰路一辰ハ我半
里小當りをめぐり横二辰路をめぐり城
下の体甚有整あり諸街相接る處其角最方正あり第廿七圖
を見よ檢夫尔全書中小許多の圖
あり京江戸の圖その中より又江戸といへるあり實ハ全國の首

都より(ウエーレルト)レイキケイツル將軍家をいひ
是又後ハ注シの御座より我敢て
天下小知まて隠もあつ大城の都よりといへる第廿
の圖を以て此事我既ニ身づりし知るあり城下の口あり品
川より駕し疾あつ徐あつて大道を通過して終小
其道實ハ微く屈曲せりとハいひあがら終日少くいまご一方
の界小届ることを得ぞ

(ゲーストレイケン)ハ佛家少く出世といふがごとく(エルフ)ハ
世々の義あり(ケイツル)ハ帝號なり(ウエーレルト)レイキハ佛家
少く世間といふが如し出世帝世間帝の義あり漢文又
ていふ禮樂帝刑政帝などいへんがごとく(檢夫尔)ハ(蕪

亦(ル)祭(シ)亞(ヤ)國(ク)の使者(シヤ)小(チ)つ(ツ)た(タ)く(魯(ロ)祭(ジ)亞(ア)國(ク)を(経(ヘ)て(伯(ハ)爾(ル)齊(シ)亞(ヤ)國(ク)に(行(キ)き(遂(ス)小(チ)咬(シ)啗(ガ)吧(バ)小(チ)渡(ワ)り(夫(ト)より(元(ガ)祿(ロク)三(サン)年(ネン)瘍(ウ)醫(イ)と(あり(て(暹(シ)羅(ラ)國(ク)を(経(ヘ)て(我(ワ)國(ク)小(チ)渡(ワ)来(ライ)し(其(ソ)の(翌(シ)年(ネン)叅(セン)府(フ)に(ぬ(ガ)元(ガ)来(ライ)ハ(醫(イ)師(シ)な(り(

天下(テ)の大(オホ)城(シヤ)廣(ワ)都(ト)の江(エ)戸(ド)より(大(オホ)き(も(此(コ)ハ(亞(ア)夫(フ)利(リ)加(カ)都(ト)ル(格(キ)地(チ)厄(エ)日(ジ)多(タ)國(ク)の(諛(ガ)祿(ロ)城(シヤ)北(キ)亞(ア)墨(メ)利(リ)加(カ)の(墨(メ)墨(メ)哥(カ)城(シヤ)など(と(い(は)す(諛(ガ)祿(ロ)城(シヤ)大(オホ)き(外(ソ)郭(クワク)より(中(チ)央(ヤウ)ま(ど(一(イツ)日(ニチ)半(ハン)路(ロ)此(コ)城(シヤ)十(ジュウ)一(イツ)重(ジュウ)の(門(カド)あ(り(て(中(チ)な(る(は(鏡(キョウ)を(り(て(造(ツク)ま(り(市(シヤ)ハ(生(ナ)じ(る(獅(シ)子(シ)お(と(び(鼉(ド)龍(リョウ)な(ど(汝(ニ)賣(ウ)す(所(トコロ)あ(り(と(三(サン)ク(キ)ール(ベ(フル)と(い(は)す(人(ヒト)の(記(キ)小(チ)見(ミ)え(る(是(コ)を(天(テン)下(カ)第(ダイ)一(イツ)の大(オホ)城(シヤ)と

モ(ゴ)ル(莫(モ)卧(ワ)爾(ニ)國(ク)の(甘(カン)巴(バ)亞(ア)城(シヤ)甚(シ)廣(ワ)大(オホ)き(を(り(て(天(テン)竺(シヤ)の(諛(ガ)祿(ロ)と(號(ガク)と(い(は)す(墨(メ)墨(メ)哥(カ)城(シヤ)を(周(シ)圍(イ)拂(フ)郎(ロウ)斯(シ)國(ク)道(ダウ)法(ホウ)め(く(三(サン)十(ジュウ)里(リ)と(コ(ウ)ラ(ン)ツ(トル)ク)と(い(は)す(書(シヤ)小(チ)見(ミ)え(る(我(ワ)國(ク)二(ニ)十(ジュウ)六(ロク)里(リ)餘(ヨ)小(チ)當(ア)り(是(コ)ノ(城(シヤ)往(キ)古(コ)ハ(墨(メ)墨(メ)哥(カ)國(ク)王(オウ)の(都(ト)城(シヤ)あり(を(歐(オウ)羅(ラ)巴(バ)洲(シヤ)の(伊(イ)斯(シ)巴(バ)泥(ニ)亞(ア)國(ク)より(奪(ウ)ひ(と(り(て(今(イマ)ハ(國(ク)名(ナ)を(も(新(シン)伊(イ)斯(シ)巴(バ)泥(ニ)亞(ア)國(ク)と(い(は)す(其(ソ)の(外(ソ)ハ(支(シ)那(ナ)國(ク)北(キ)京(キョウ)城(シヤ)中(チ)城(シヤ)下(カ)を(共(ニ)め(く(周(シ)圍(イ)都(ト)逸(イツ)國(ク)道(ダウ)法(ホウ)め(く(二(ニ)十(ジュウ)四(シ)里(リ)と(い(は)す(我(ワ)國(ク)三(サン)十(ジュウ)四(シ)里(リ)八(ハチ)合(ガ)あり(人(ヒト)數(スウ)六(ロク)百(ヒャク)萬(マン)餘(ヨ)あり(更(シ)小(チ)禁(キン)軍(クン)二(ニ)十(ジュウ)一(イツ)萬(マン)あり(と(い(は)す(江(エ)戸(ド)より(大(オホ)き(の(なる(べ(ク(れ(熱(セ)ル(馬(バ)泥(ニ)亞(ア)國(ク)王(オウ)都(ト)(ウ)エ(イ)子(シ)城(シヤ)中(チ)城(シヤ)下(カ)通(ツ)す(人(ヒト)數(スウ)六(ロク)十(ジュウ)萬(マン)と(い(は)す(然(シ)も

（ウエー子）以下の諸城は中最大なるは伯尔齊亞國の（イ
スハ）なり然も其周圍我十里四合むりふ當るとは
これを圓形の美し〜全徑二里三合むりなり江戸
の全徑ハ四里と〜アサキバ右の敷城いづれも江戸の
大さふ及ざるこゝをを知るべし是をめて見れば右の外も
亞夫利加の馬邏可城弗沙城など大城ありふも非
ども江戸より大なるものハ得難き事必定なり然も
我國の京都江戸を以て天下最大城の列ふ〜む
〜元よりの當の論なり但し右ふ〜我國の道法ハ
六尺五寸を一間〜六十間を一町〜三十六町を一

里とす〜ゆめを以て

日本人は一箇の氣象あり〜を名けて膽氣なり〜やい〜む
英氣あり〜やい〜ん雙敵の爲ふ打敗らん打負〜時〜こ
怨を得〜報ゆ〜〜能ぶ〜時〜〜精神泰然〜
み〜強手を加ふ〜ことを難〜〜其生命を輕賤す
〜斯の如し

校者の言小曰作者の羅甸語をりて此論を記〜るを案
す〜強手を自己に腹ふ加ふと見え〜是ハ其人通
例の〜が腹を切自殺〜〜強〜
〜金部〜人
予〜校者〜

其内亂の跡そのうちいらいんはなほいづれも実小駛まじくくづき事ども充満たくませりされむ
昔時あきよりその人各々勇氣第一あきくゆうきだいいちとむむことこと希まれひこと明あ
白しろり其史記そのしきの載のりる所ところよりより義經清盛よしのりよ捕阿倍仲麻呂あべのなかつまろ
殺ころすころてりてりあといへる人及び其餘そのま名譽なよの人ひとは大武功おほぶつこうありあり話わを聞き
んゆれを何なにも日本人あしやじんの自讃じざんせむことかの古いにしへは羅媽人ロマてじんが
〔ミユウキイスラホエ〕及び〔ホラツチイコクリテス〕二人八時の勢者あり於おたたるるが如ごとくあり
事ことを信知しんちせむしし古時いにしへに羅媽ロマの人ひと政選せいせん巴はの内うち外そとを兼かね係けいせり是こゝを羅媽ロマ
從來おとつと我談説わだんせつせり所ところの當下あきは一證いつしやうとすふ足あべきはかの薩摩さつま
州しゅうの産うぶある七人の若士わかぢが異國いこくより出別しゅつべつし和蘭人わらんじんの前まへに於お
て希有けうの働はたらきをなすめくぞらりたる其事そのこと尤なほよりあがごとし

千六百三十年寛永七年のころなりたる其比そのとき中ちゆうでハ日本よめんもいまごと四
方の通路つうろ開ひらけく國人こくじんのつぎまの地ちへも隨意ずいゐに行いて通商つうしやうする
をりたる一箇いつくわんの日本よめんは商船しやうせん交易かうぎの為ために臺灣たいわんへ行いり
後のちより臺灣たいわんの地ち支那人しやいなじんに取とりて今いまに至いたるまで支那しやなの所領しやうりやう
たる其比そのときまでハ猶なほ和蘭人わらんじんの地ちなりて當時あきハ和蘭産わらんさんある〔ヒートル
モイツ〕名臺灣たいわんの刺史しよりハ遺恨いこんありての事ことなりありたるむ
かの小船こふねあき渡わたり来きたり日本人あしやじんを痛いたく厲せしむぞ取扱とらひひける
日本人あしやじん謂いはくおのが身みハさしむいふハ足あげとゞいども是これハ我君わがきみ
の耻辱ちぢふふことあれとく國くにに歸かへりて其主君そのしゆきみに對たいして大おほく歎なげき
訴うたへたり斯ごとく忌々よまし死ち恥辱ちぢふを〔ナンバニイ〕
檢ケン夫フル爾ニ自ジ注注目目南南方方の民のををり
賤せん稱せうあり凡なん異い國こく人じんをバ皆みなさ

しり別て和蘭人をとり譯者曰(ナニバニイ)ハ南蛮人あり我國の所謂南蛮人ハ
伊斯波泥亞人波爾杜瓦爾人をとり和蘭人を紅毛人と云ふなり
小受てしり報ゆべきやうもなかりりるわぶふかの主君大不
憤怒しりる處ハ其衛士多ク曰我君より我等ハ君の讐を報
ゆるを許しりるは我等永く君の侍衛しりる能はじ
我等願くハ無道者の血をめて此汚穢を洗滌せん彼凶賊ガ
首を取来らん又と生あがり君が前ハ引来らば君随意不適
當の罰を加へる我等中めて七人あはば足ぬべし海路の
危險ある城郭の堅固なる侍衛の衆多ある彼が為ハ防禦を
なすとも争で我憤排の銳利ある不堪ん彼等ハ南蛮人
我等ハ(ニホンジン) 檢夫不自注曰日本人といふは又
世界の人のいふに譯者曰檢夫何をりてあつたかや知らば

うども韃靼より日を追て新軍を贈り備へて勢を助けけるほど
小終ハ五十年の久しに不堪て猶も日本の地ハ居て動ざりり
然るハ七百九十五年 延暦十
八年 國の守護神ハ威力冥助ハ日本軍兵
の銳き多勢力と一存ハ起張りて終ハ彼等を抜き滅しけり
如何となくハ日本の史に記しりる曰(クワンシ) 檢夫不自注曰(クワンシ)
とも云ふ日本なる
大神の一ハ多手の像 暴風雨の夜ハ當て其許多の手 檢夫不自注
曰是其通力
をわて敵の水軍を沉溺せしむその翌日ハ神は選て本國
を救しりる日本ハ大将田村磨呂進之攻ふ至りて敵軍元より
周章し力を落し居り折かれハ前より幸幸の堅むべきたたく
後ハ引退くは頼もぬく田村磨呂全き捷を得るなり

一人も生て國小敵るハなく斯る大敗軍は不幸ある音信を其
人小傳つて告ぐ者もふたなり申第二回ハ後宇多院日本
小帝より時千二百八十一年弘安四年再び斯のごくくたつて
つりま韃靼の君世祖此時既支那を取又其大将(モロコ)の事
万將軍が事ありん分談を用めて日本を滅して其既不得しる處の
大邦小兼併せんと欲を是より即かの大將小大船四十
艘軍士二十四萬を授け遣りしなり
日本の浦来にこれハ風暴の厲した小あひく以強大無敵の
軍船及び船中なりし軍士多く打碎りて失ぬ是より前小日
本警の爲小曾てより強く攻らるるこやハあひ又是より後

とても日本人の戦ひ勝て歡喜をへき事此強大ある二寇の
敗績さふあくはら事ハつるべし凡日本人の其大概を
いへば戰場に在り謹審勇敢謀畧虧る處なく軍法に在り次序
亂る事なく將帥の命を聽ふに悦び進んで其宜きを失ふ
ことこれ一是等の事我既不信受人も知れむと欲す處
あつて後世に至らば自然小天下は明白あつべし力のなりさ
ま日本人をバ畏む重むたなるべし國家太平を受る
の久しに静謐を得るの甚した今の時は如くなるも他の諸國
の多しハ是より懶惰怠慢懈弛遲重の弊を生じて漸めて
轉して怯懦な風俗となすの恐ある類ハつるべし其

故ハ其人常ニ高名ナリ古人の大功義勲の事を服膺して戦場
ニ勇むの烈シク志及び名誉を好むの懇ある心を養育する
こと甚親切なり其子を育するや剛と勇と法りて第一の
重き教訓として力を竭して幼心ニ銘刻するを力て意とせ
ると見えたりさきバ孩提の児號位する時ハ父母毎ニ軍曲
義經あり謡を歌ひて是を靖む在学の童兒讀書を学ぶも殆
他の書を難くば勝する勇士まゝハ其豪傑なりと英雄を
ととする處の自殺を事とし輩の遺言の類及び其事跡
のメあり是漸を以て童子幼稚の時よりして剛心勇氣及び
賤生の心けりせん要むるれば長者集會する時

多くハ古人武功の事を談ずるをりて第一として史冊の記する
所を語りて委曲の微ありに即り然して又さづき是が為不
感慨する堪む豈唯然るのみならず今聞名譽の嗜好不醉
ふこと酒をりてするよりも甚し是より國の格式小て山
の頂ニ火を燃きこゝあり是ハ國家を驚かむ危急及ぶ
或ハ帝より諸侯小命して即時小部下の士卒を致すの時
では曾てなれ事あり斯の如き火を足まバ諸人群衆して記
録せしむらん事を欲し各々武器を携へて戦陣所を知ら
んと欲するの急あり不堪彼此互ニ追過て聽命の第一とむ
事を欲しあらけり成名を好むの急あり戦闘ニ勇む

の烈しきみづり好く危殆最大の地小當らんこやを欲て
 寧ろの急烈の心よりりて時小或ハ其身の不利とありと大
 讚美せしきさるるを致さるる願ひく其命を受ん事を望め
 且日本人まゝ兵器の宜しき小乏しく遠く戦ふハ弓
 あり鳥銃あり手と手と相交り戦ふ小ち鎗と刀と体用あつ
 別てその刀は銳利あるこや一刀少しく人體を兩断とる
 堪しり上作上鍛なるを以て是を異邦人小賣まゝハ其國
 外小贈るこや法禁ずること既久し賣者ハ磔刑とる是小
 與さる諸人ハ死刑とる
 右ハ我國の武備をいつり檢夫尔以来既百餘年餘小たり

ぬまハ我國の風俗を其頃と今と同異如何あらん室鳩
 巢の駿臺雜話小と是等の評あり

